

令和6年第5回

瑞浪市議会定例会議案

(委員会提案)

令和6年11月27日

目 次

発議第6号 瑞浪市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について……………	1
---------------------------------------	---

発議第 6 号

瑞浪市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

標記のことについて、次のとおり瑞浪市議会会議規則（昭和 42 年議会規則第 13 号）第 14 条第 2 項の規定より提出します。

令和 6 年 11 月 27 日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 樋田 翔太

瑞浪市議会議長 成瀬 徳夫 様

瑞浪市議会会議規則の一部を改正する規則

瑞浪市議会会議規則（昭和 42 年規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 56 条を次のように改める。

第 56 条 質疑の回数は、制限しない。ただし、議長は、必要があると認めるときは、質疑の回数を制限することができる。

2 議長の定めた回数の制限について、出席議員 4 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。